

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年1月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 クスリのアオキ浅井店 長浜市内保町字上三双2708番ほか5筆
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
  - (1) 早朝の騒音に留意されたい。
  - (2) 屋外広告物の設置に当たっては、屋外広告物許可申請を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
  - (2) 縦覧期間 令和4年1月21日から令和4年2月21日まで